

令和8年度 樋の口浄水場乾燥汚泥処分業務

仕 様 書

弘前市上下水道部上水道施設課

第1条（適用）

本仕様書は、弘前市上下水道事業弘前市長（以下「発注者」という。）が委託する表題の業務に適用する。

第2条（目的）

本業務は、樋の口浄水場の浄水工程で発生し、天日乾燥された浄水汚泥（以下「汚泥」という。）を処分するものである。

第3条（法令等の遵守）

- 1）受注者は、本業務の実施に当たり関係する法令、条例、規則等（以下「関係法令等」という。）を遵守する。
- 2）受注者は、資格等（資格、検定、認定等）を必要とする作業は、当該有資格者に行わせるものとする。

「関係法令等」とは、河川法、計量法、建築基準法、消防法、高圧ガス保安法、水道法、騒音規制法、電気事業法、電波法、電気通信事業法、道路交通法、道路法、労働安全衛生法、労働基準法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係する法令、条例及び規則をいう。

第4条（基本事項）

- 1）本業務は、契約書、本仕様書に基づいて行うこと。
- 2）本仕様書に明示されていない事項であっても、業務の性格上、当然必要なものは施行する。
- 3）本仕様書等に疑義がある場合は、発注者と受注者の協議によってこれを決定する。
- 4）処分する汚泥の性状については、別紙「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」を参照）のとおりとする。

第5条（作業計画書の提出）

受注者は、業務の実施にあたり作業計画書を作成し、契約締結後速やかに発注者に提出しなければならない。

作業計画書には、次の各号に掲げる事項について、記載するものとする。

- 1 業務概要
- 2 作業実施工程表
- 3 計量器の定期検査合格証明書等の写し
- 4 処理・処分方法
- 5 作業組織表
- 6 安全管理体制
- 7 緊急時の体制
- 8 青森県産業廃棄物処理業許可証の写し
- 9 その他必要な書類

第6条（担当職員）

担当職員は必要に応じ業務の履行に立合い、受注者に対し指示を行うことができる。

第7条（安全管理）

- 1）受注者は作業に当たり、関係法令等を遵守し労働災害、公衆災害等の防止に必要な措置を講じ、常に安全管理に努める。
- 2）受注者は作業に当たり、酸素欠乏危険箇所及び薬液等の漏洩が予想される箇所、高所・地下並びに道路上での作業、その他特に危険が予想される箇所では事故防止に努める。
- 3）受注者は、火気を使用する場合、十分な防火措置を講じる。

第8条（衛生管理）

- 1）受注者は、水道施設構内又はその付近での業務の実施に当たって、水道法等関係法令を遵守し、衛生管理に十分注意する。
- 2）受注者は、発注者の指示がある場合、本業務従事者について検査資格を有する機関の発行した健康診断書（細菌検査）を提出する。

第9条（作業時間）

本業務の作業時間は、発注者の規定に従うこと。ただし、時間外作業を行う場合は、事前に発注者の承認を得るものとする。

第10条（業務用工器具等）

業務実施工器具及び作業用消耗品は、原則として受注者が負担する。

第11条（工程等の打合）

受注者は、発注者と工程等について事前に打合せをする。

第12条（作業立合）

受注者は、原則として担当職員立合のもとに作業を行うこと。

第13条（処分の方法）

受注者は、発注者から委託された汚泥を中間処理し、資源化・再生利用するものとする。

第14条（処分量の検収）

汚泥の処分量は、受注者のトラックスケールによる計量証明書をもって汚泥の処分量とする。この場合において、受注者は、当該計量証明書を速やかに発注者に提出しなければならない。

第15条（マニフェスト）

本業務は、マニフェスト（産業廃棄物管理票）により行い、使用するマニフェスト用紙は、当業務で処分する汚泥を運搬する業者が負担するものとする。

第16条（業務期間および予定数量）

- 1）本業務委託期間は、令和8年12月15日までとする。
- 2）処分する汚泥の数量は1075 tを予定し、変更する場合もある。

第17条（事故及び機器の不具合）

本業務実施時及び終了後、受注者の責任に帰する事故及び機器の不具合については、受注者の責任と負担によりすみやかに処置し、担当職員の確認を得ること。ただし、責任の所在が明確でない場合は、その都度、発注者と受注者が協議のうえ決定する。

第18条（業務完了報告書及び作業写真の提出）

受注者は、業務を完了したときは、次の書類を業務完了報告書として1部発注者に提出しなければならない。

- 1 汚泥処分量報告書
- 2 計量証明書
- 3 マニフェスト

第19条（環境配慮に係わる取り組みへの協力要請）

受注者は発注者が実施する環境配慮に係わる取り組みへの協力要請に対して、可能な限りこれに協力すること。なお、仕様書に指定されている項目以外については、あくまでも協力のお願であり、取り組みを強制するものではないが、可能な限り実施すること。

第20条（暴力団又は暴力団関係者による不当介入に対する通報・報告義務）

受注者は、受注者に対して暴力団又は暴力団関係者による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

第21条（その他）

- 1）受注者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行にあたって「弘前市情報セキュリティポリシー」を遵守すること。

< 表 面 >

管理番号

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日 令和 8年 7月 17日

記入者 秋葉 海志

1	排出事業者	名称	弘前市上下水道事業		所属	上水道施設課 浄水係	
		所在地	〒036-8276 弘前市樋の口町272の3		担当者	秋葉 海志	TEL 0172-32-0376 FAX 0172-32-3759
2	廃棄物の名称	汚泥(上水汚泥)					
3	廃棄物の 組成・成分情報 (比率が高いと 思われる順に 記載)	主成分 土砂成分 他				MSDSがある場合、CAS No.	
	☐ 分析表添付 (組成)	・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。					
4	廃棄物の種類 ☒ 産業廃棄物	☒ 汚泥 ☐ 廃油 ☐ 廃酸 ☐ 廃アルカリ ☐ その他()					
	☐ 特別管理 産業廃棄物	※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 ☐ 石綿含有産業廃棄物 ☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等 ☐ 引火性廃油 ☐ 強アルカリ(有害) ☐ 指定下水汚泥 ☐ 廃酸(有害) ☐ 引火性廃油(有害) ☐ 感染性廃棄物 ☐ 銻さい(有害) ☐ 廃アルカリ(有害) ☐ 強酸 ☐ PCB等 ☐ 燃えがら(有害) ☐ ばいじん(有害) ☐ 強酸(有害) ☐ 廃水銀等 ☐ 廃油(有害) ☐ 13号廃棄物(有害) ☐ 強アルカリ ☐ 廃石綿等 ☐ 汚泥(有害)					
5	特定有害廃棄物 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△ ☒ 産業廃棄物 (廃棄物処理法)	アルキル水銀 (×) トリクロロエチレン (×) 1,3-ジクロロプロペン (×) 水銀又はその化合物 (×) テトラクロロエチレン (×) チウラム (×) カドミウム又はその化合物 (×) ジクロロメタン (×) シマジン (×) 鉛又はその化合物 (×) 四塩化炭素 (×) チオベンカルブ (×) 有機燐化合物 (×) 1,2-ジクロロエタン (×) ベンゼン (×) 六価クロム化合物 (×) 1,1-ジクロロエチレン (×) セレン (×) 砒素又はその化合物 (×) シス-1,2-ジクロロエチレン (×) ダイオキシン類 (×) シアン化合物 (×) 1,1,1-トリクロロエタン (×) 1,4-ジオキサン (×) PCB (×) 1,1,2-トリクロロエタン (×)					
6	PRTR対象物質	届出事業所 (該当・ 非該当)、委託する廃棄物の該当・ 非該当 (該当 非該当) ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。					
7	水道水源における 消毒副生成物 前駆物質	生成物質：ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) ☐ ヘキサメチレンテトラミン(HMT) ☐ 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) ☐ N,N-ジメチルアニリン(DMAN) ☐ トリメチルアミン(TMA) ☐ テトラメチルエチレンジアミン(TMED) ☐ N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) ☐ ジメチルアミノエタノール(DMAE) 生成物質：クロロホルム(塩素処理により生成) ☐ アセトンジカルボン酸 ☐ 1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール) ☐ 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン ☐ アセチルアセトン ☐ 2'-アミノアセトフェノン ☐ 3'-アミノアセトフェノン 生成物質：臭素酸(オゾン処理により生成)、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム(塩素処理により生成) ☐ 臭化物(臭化カリウム等)					
8	その他含有物質 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△ ☐ 分析表添付(組成)	硫黄 () 塩素 () 臭素 () ヨウ素 () フッ素 () 炭酸 () 硝酸 () 亜鉛 () ニッケル () 銅 () アルミ (○) アンモニア () ホウ素 () その他 ()					

9	有害特性 (有・ 無 ・不明)	☐ 爆発性 ☐ 引火性(°C) ☐ 可燃性 ☐ 自然発火性(°C) ☐ 禁水性 ☐ 酸化性 ☐ 有機過酸化物 ☐ 急性毒性 ☐ 感染性 ☐ 腐食性 ☐ 毒性ガス発生 ☐ 慢性毒性 ☐ 生態毒性 ☐ 重合反応性 ☐ その他()
10	廃棄物の物理的 性状・化学的性状	形状() 臭い() 色() 比重() pH() 沸点() 融点() 発熱量() 粘度() 水分 85%以下()
11	品質安定性	経時変化(有・ 無) 有る場合は具体的に記入
12	関連法規	危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤・毒劇物・悪臭
13	荷姿	☐ 容器() ☒ 車両(パラ) ☐ その他()
14	排出頻度 数量	頻度(スポット ・継続予定) (1075) kg (t) ・ $\frac{リットル}{m^3}$ ・ 本 ・ 缶 ・ 袋 ・ 個 / (年) ・ 月 ・ 週 ・ 日
15	特別注意事項 (有・ 無)	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載 ・避けるべき処理方法、安全のため採用すべき処理方法 ・他の廃棄物との混合禁止 ・粉じん爆発の可能性 ・容器腐食性の可能性／注意点 ・廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性 ・環境中に放出された後の支障発生の可能性(消毒用塩素等との反応により他の物質を生成し、水道取水障害に至る可能性等) 等

【参考】その他の情報

- ・ サンプル等提供 (均一サンプル有・不均一サンプル有・サンプルの一部分有・**サンプル無** ・ 写真有)
- ・ 産業廃棄物の発生工程等
 「3廃棄物の組成・成分情報」を推定する根拠となる、使用原材料・有害物質・不純物の混入、排出場所がわかる発生工程の説明を書いてください。工程前からの持ち込み成分があれば書いてください。
 工程図への記入でも可。
 (処理業者においては、不純物混入の可能性や廃棄物成分のブレ幅の推定、分析頻度等の判断材料となります。)

<排出事業者及び処理業者内容確認欄>

No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考

<変更履歴>

No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容